



みくには
ハートに愛

みく に 便 り

令和7年度 4月がスタートしました。

今回は育児・介護休業法改正の主なポイントと仕事と育児の両立イメージを掲載致します。別紙：規程改定のご案内につきましてもご確認下さい。

2025年4月1日発行

連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



改正育児・介護休業法の概要

○令和7年4月改訂の主なポイント

- 1 子の看護休暇の見直し（感染症に伴う学級閉鎖や入園（入学）式 卒園式も利用可となる）
- 2 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大（3歳未満から ⇒ 小学校就学前まで）
- 3 短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置にテレワークを追加
- 4 育児（3歳未満の子）のためのテレワーク導入（但し 努力義務）
- 5 育児休業等の取得状況の公表義務適用拡大（従業員 1,000 人超から ⇒ 300 人超へ）
- 6 介護両立支援制度等の個別の周知・意向確認、早期の情報提供
- 7 介護に直面する前の早い段階（40歳等）での情報提供

○令和7年10月改訂の主なポイント

- 1 柔軟な働き方を実現するための措置等
 - (1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置（5つのメニューから2つ以上選択）
 - (2) 柔軟な働き方を実現するための措置の 個別の周知・意向確認
- 2 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

仕事と育児の両立イメージ

全体のイメージのご紹介の為、細い文字となり、申し訳ございません。詳細は 厚生労働省 育児・介護休業法 改正ポイントのご案内をご確認下さい。URL <http://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>

:見直し

:現行の措置義務

:現行の努力義務

